

国体馬術競技規程(第65回大会用)

1. ブロック大会開催手続き

- ① ブロック大会を実施する担当都道府県馬術連盟は、ブロック大会計画書(実施の日時会場、実施要項、参加選手名、審判員名、負担金、宿泊その他必要事項)を関係都道府県馬術連盟及び日本馬術連盟宛にブロック大会の実施一か月前迄に通達すること。
- ② ブロック大会を実施する担当都道府県馬術連盟は、ブロック大会の参加料を徴収することができる。
- ③ ブロック大会を実施する担当都道府県馬術連盟は、ブロック大会の終了後、速やかに参加状況報告書を日本馬術連盟に提出すること。

2. 登録

- ① 馬匹は、ブロック大会または本大会の各参加申込書作成時点において、日本馬術連盟に乗馬登録料を納入し申請書類が受理され、登録の手続きが完了していること。
- ② ブロック大会参加都道府県馬術連盟は、ブロック大会参加申込締切日までに出場選手・馬匹登録表を日本馬術連盟に提出すること。ただし、参加申込を行う選手とブロック大会の実施要項で規定された予備登録選手以外は登録できない。
- ③ 居住地を示す現住所とは、住民票に記載されている住所でかつ日常生活をしている所を指す(平成22年4月30日以前から本大会参加時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること)。なお、日常生活とは少なくとも週の半分以上に亘り、寝起きする生活の拠点を指すものとする。
例:A選手が、B県に住所に関する届出をしているにもかかわらず、C県において日常生活をしている場合は、B県、C県いずれの県からも参加できない。
- ④ 監督あるいは選手の参加申し込みに際しては、都道府県馬術連盟の責任において調査確認し、都道府県体育協会承認の上、書類を指定された部署に提出すること。

3. 少年について

- ① 少年は、監督にはなれない。
- ② 少年種別は、男女を問わない。

4. ホースマネージャー

- ① 参加資格は、総則5における選手と同じ扱いとする。
- ② ホースマネージャーで登録した者は、開催地が準備したホースマネージャー宿舎を利用すること。

5. 予備馬

- ① 予備馬は入厩できない。
- ② 予備馬と交代する場合、交代する馬とは別の馬と競技種目を分割して配分することはできない。

6. 参加の制限について

- ① 本大会参加人馬実数の1都道府県最大限とは、少年団体障害飛越競技に割り振られた選手数および馬匹数を含む数をいう。
- ② 全種目を通じての選手の出場は、合計2種目とする(団体障害飛越競技およびリレー競技は除外)。

※組み合わせの例

- ・ 団体障害飛越(団体) + リレー(団体) + 標準障害飛越(個人) = 可
- ・ トップスコア(個人) + リレー(団体) + ダービー競技(個人) = 可
- ・ 馬場馬術(個人) + トップスコア(個人) + リレー(団体) + 団体障害飛越(団体) = 不可

- ③ 団体競技に出場する都道府県が、個人競技用に5頭以上の枠を得てエントリーする場合は、団体競技用の馬匹が内国産馬であっても、別途に内国産馬を1頭以上含まなければならない。

7. 適用規程

- ① 国際馬術連盟(以下 FEI と称す)各種競技会規程の第 23 版、及び日本馬術連盟競技会規程第 22 版を適用する。
- ② FEI 各種規程或いは日本馬術連盟競技会規程に記載がない場合は、本規程が優先する。
- ③ FEI 規程に記載されているものであっても、本規程で除外する場合は、本規程が優先する。

8. 障害飛越競技

- ① FEI 障害馬術競技会規程第 23 版を適用する。
- ② 着用が義務づけられている固定式顎紐付き防護帽は、3 点以上が固定されているものであること。なお、練習場においても同様とする。
- ③ FEI 障害馬術競技会規程第 23 版第 238 条 2.2 で実施する競技では、第 1 位が同点の場合、ジャンプオフを 1 回実施する。なお、ジャンプオフで同減点・同タイムとなった場合は、同順位とする。

9. 馬場馬術競技

- ① FEI 馬場馬術競技会規程第 23 版を適用する。
- ② FEI 馬場馬術競技会規程第 23 版第 422 条 3 については、適用しない。

10. 国体総合馬術競技

- ① FEI 総合馬術競技会規程第 23 版を適用し、馬場馬術及び障害飛越は減点法とする。
- ② 同点の扱い：
最終の成績が同点の場合は、障害飛越の減点が少ない者を上位とする。障害飛越でも同点の場合は、障害飛越における所要タイムが早い者を上位とする。さらに、同じ場合は、馬場馬術競技における総合観察点の合計が高い者を上位とする。総合観察点の合計まで同点となった場合は同順位とする。
- ③ 服装及び馬装については、FEI 総合馬術競技会規程第 23 版を適用する。

11. 標準障害飛越競技

- ① FEI 障害馬術競技会規程第 23 版第 238 条 2.2 を適用する。
- ② 採点は、FEI 障害馬術競技会規程第 236 条(基準 A)を適用し、第 1 位が同点の場合は、ジャンプオフを 1 回行う。

12. 二段階障害飛越競技

- ① 採点は、FEI 障害馬術競技会規程第 236 条(基準 A)を適用する。
- ② 第一段階は、7 個以内の障害物とし、第二段階は、5 個以内の障害物とする。
- ③ 順位の決定は、第 274 条 5.3(第二段階目の減点と走行時間)による。同減点・同タイムの場合は、全走行時間の早い者を上位とする。
- ④ 第一段階で走行を終了した競技者の順位は、第一段階における減点と走行時間により決定し、第二段階まで走行した競技者の下位とする。

13. リレー競技

- ① 採点は、FEI 障害馬術競技会規程第 23 版第 239 条(基準 C)を適用する。
- ② チーム 2 名で競技場に入場し、コースの前半を走行する第 1 競技者と後半を走行する第 2 競技者に分かれ、スタートラインからフィニッシュラインまでを走行する。
- ③ 第 1 競技者が前半最後の障害を飛越し、着地した時点で第 2 競技者へ交代できるものとする。
- ④ 指定された障害間以外で交代した場合は、失権とする。
- ⑤ 時間は、第 1 競技者がスタートラインを通過し、第 2 競技者がフィニッシュラインを通過するまでを計測する。
- ⑥ 順位の決定は、総タイムの少ないチームを上位とする。なお、総タイムが同じ場合は同順位とする。
- ⑦ いずれかの選手が落馬した場合は、チームの失権となる。
- ⑧ チームとして 2 回目の不従順で失権とする。
- ⑨ 後半の選手がゴールした時点で制限時間を超えた場合は、チームの失権となる。

14. ダービー競技

- ① 採点は、FEI 障害馬術競技会規程第 23 版 236 条(基準 A)を適用する。
- ② FEI 障害馬術競技会規程第 23 版第 277 条に準じて実施する。なお、距離については第 65 回大会馬術競技実施要項に記載された距離により実施する。
- ③ 順位決定方法は、減点と走行時間により決定する。なお、1位の減点が同じ場合のみ、ジャンプオフを1回行う。
- ④ 服装は、障害飛越競技の服装とする。

15. トップスコア競技

- ① FEI 障害馬術競技会規程第 23 版第 270 条を適用する。ただし、13 項は適用しない。
- ② 規定時間の終了を知らせるためのベルを鳴らす。規定時間を終了した競技者は、フィニッシュラインを通過すること。その際の通過する方向は問わない。ただし、フィニッシュラインを通過せずに退場した競技者は、同得点競技者の中での最下位となる。
- ③ 最高得点を得た競技者が優勝者となる。同点の場合は、スタートラインからフィニッシュゴールラインまでの時間の早い競技者を上位とする。なお、得点と時間が同じ場合は、FEI 障害馬術競技会規程第 23 版第 270 条 11 項のジャンプオフを適用せず同順位とする。

16. 団体障害飛越競技

- ① 採点は、FEI 障害馬術競技会規程第 23 版第 236 条(基準 A)を適用する。
- ② 後段に騎乗する選手は、準備運動で 2 回の飛越が許されるが、呼び出されたら直ちに入場すること。なお、準備運動において、拒止あるいは逃避が累計 2 回となった場合は、飛越 1 回分として扱う。
- ③ 日本馬術連盟競技会規程第 22 版(平成 22 年 4 月 1 日施行) 第 1 章第 6 節を適用する。
- ④ 総減点の少ない団体を勝ちとする。自馬での失権は、失権点として減点 200 点を加算する。
- ⑤ 勝敗が確定した場合でも対戦する最終競技者は走行する。

17. スピードアンドハンディネス

- ① 採点は、FEI 障害馬術競技会規程第 23 版第 239 条(基準 C)を適用する。
- ② FEI 障害馬術競技会規程第 23 版第 263 条を適用する。
- ③ 総タイムが同じ場合は、同順位とする。

18. 六段障害飛越競技

- ① FEI 障害馬術競技会規程第 23 版第 262 条 1 及び 3 を適用する。ただし、1.4 は適用しない。
- ② スタートの合図後の 45 秒は計測せず、掲示もしない。
- ③ スタートライン通過後から第 1 障害の飛越、あるいは落馬を含めて次の障害飛越までに 45 秒以上かかった場合は、失権とする(FEI 障害馬術競技会規程第 23 版第 240 条 3.3,3.4,3.5 を適用)

19. 鞍下ゼッケン

鞍下ゼッケンには、県名及び県マーク以外の表示はできない。

20. アンチ・ドーピング

- ① 国民体育大会ドーピングコントロール規程に則り、競技会内外において薬物検査が実施され馬術競技参加選手が検査対象となることがある。
- ② 参加馬匹に関し、競技会場において薬物検査を実施する場合がある。
- ③ 陽性結果が出た場合は、日本体育協会の規程により成績の剥奪及び順位の繰上げ等の措置がとられる。なお、馬匹についても同様の措置を準用する。
- ④ 競技内外とは、本大会の参加申し込み後から大会終了後までの期間を指す。

21. 逆標旗での飛越

- ① 障害の練習において、障害物を逆標旗で飛越した場合は、その都度罰則金として50,000円を徴収する。
- ② 徴収した罰則金は、オリンピック協賛金とする。

22. 欠場届け

- ① 監督会議終了後に欠場することとなった場合は、監督名にて競技運営委員長宛文書を総務委員に提出しなければならない。なお、疾病により欠場することとなった場合については、医師または獣医師の診断書を添付すること。
- ② 監督会議終了後に欠場届を提出し、受理された者あるいは馬匹が、その後の競技に出場可能となった場合は、監督名にて競技運営委員長宛文書を総務委員に提出しなければならない。なお、疾病が理由により欠場した場合については、医師あるいは獣医師の競技参加可能である旨の証明書を添付すること。